

おなの森ニュース

環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供します。



当ファンドは、ESGを投資対象選定の主要な要素とする「ESG投信」です。

※SOMPOアセットマネジメントでは、ESGポジティブ・スクリーニングの手法を使っている運用商品を「ESG投信」としています。ESGポジティブ・スクリーニングとは、調査対象とする企業をESGの観点から評価し、評価の高い企業を投資候補銘柄として選定する手法です。

ECOTREND –環境に関する旬の情報をお届けします–

消費者庁が「令和7年度第2回消費生活意識調査」の結果を公表

2025年11月、消費者庁は、人や社会・環境に配慮した消費行動「エシカル消費」に関する調査結果を公表しました。調査の結果、「エシカル消費」という言葉のみ、または言葉と内容の両方を知っていると回答した人の割合は27.1%で昨年度と同水準でした。世代別にみると10歳代の認知度が最も高くなりました。そのほか、「エシカル消費」に取り組む理由として「環境や社会に貢献した満足感や心理的充足感が得られる」や「家族や友人等が取り組んでいる」と回答した人の割合が、10歳～30歳代は他世代と比較して高くなりました。

出典：消費者庁、「令和7年度消費生活意識調査(第2回)」の結果について
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/044090/> (アクセス日：2026年2月25日)

PFAS(ピーファス)に関連する省令が施行、水質検査が義務化

PFAS(ピーファス)とは、主に炭素とフッ素からなる化合物の総称のひとつです。PFASの中でもPFOSとPFOAは、環境中での残留性や人への有害性への懸念等から、日本では製造・輸入等が原則禁止されています。これらについて、2020年から水道水において「50ng/L以下」という目標値を暫定的に設定していましたが、これを基準値として設定する省令が2026年4月に施行されます。また、水道事業者等には水質検査の実施と基準を遵守する義務が新たに課されます。

出典：環境省、「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について
https://www.env.go.jp/press/press_00075.html (アクセス日：2026年2月25日)

サステナビリティ情報の開示と保証の義務化に向けたロードマップ

● サステナビリティ情報の開示における国内外の動向

サステナビリティ情報とは、気候変動や人的資本等、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るリスク・機会に関する情報です。このような情報は、投資家が中長期的な企業価値を評価する観点で重要とされています。国際的には、2023年6月にサステナビリティ開示基準 (ISSB基準)、2025年3月には日本におけるサステナビリティ開示基準 (SSBJ基準) が開発される等、開示の枠組みが整いつつあります。

日本では、上場企業等に対して有価証券報告書でのサステナビリティ情報の開示が義務付けられています。しかし、企業によって開示の分量や内容の深度に幅があることが課題となっています。また、情報の信頼性を確保し、投資家の保護を図るうえで、第三者による保証が付与されることも有益と考えられています。

● 日本における制度導入に向けたロードマップ

東京証券取引所の市場区分がプライムの上場企業に対しては、時価総額の大きな企業から順次、SSBJ基準に準拠したサステナビリティ情報の開示が義務付けられます。具体的には、下図の通りに適用が始まり、時価総額3兆円以上の企業は2027年3月期から適用されます。さらに、開示義務化の翌期からは、開示情報に対して第三者による保証が義務付けられます。



将来、プライム市場の上場企業全体へのサステナビリティ情報の開示・第三者保証の導入については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて引き続き検討される見込みです。

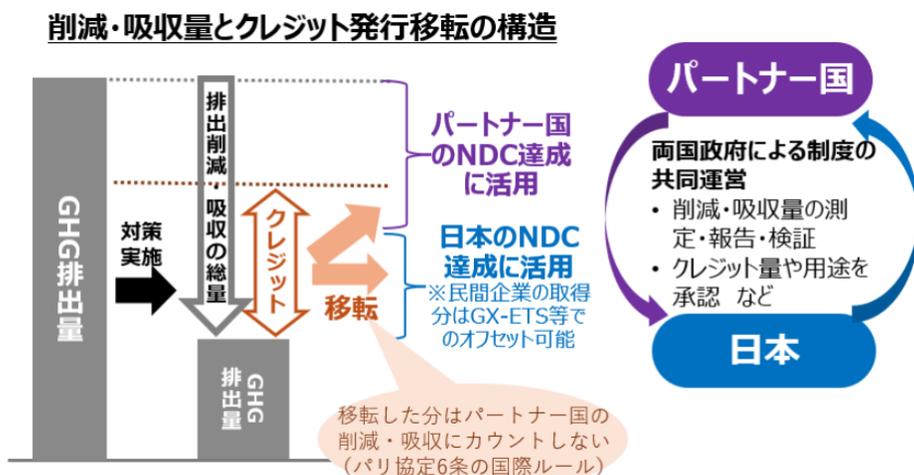
出典: 金融庁, 金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 報告
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20260108/02.pdf (アクセス日: 2026年2月25日)

二国間クレジット制度(JCM)について

2025年11月の国連気候変動枠組条約第30回締約国会議(COP30)において、「日本の気候変動イニシアティブ2025」が発表されました。この中で、日本が世界の脱炭素化に貢献するための市場メカニズムとして二国間クレジット制度(JCM)が挙げられています。

● 二国間クレジット制度(JCM)とは

JCMとは、日本をはじめとした先進国と、パートナー国である途上国との間で、先進国の政府や企業が技術や資金の面で協力して対策を実行し、得られるGHG削減・吸収量を、両国の貢献度合いに応じて配分する仕組みです。削減・吸収量の移転はパリ協定6条に沿って実施され、両国のNDC(パリ協定に基づき5年毎に提出・更新する義務があるGHGの排出削減目標)達成に活用されます。日本はこれまで、インドネシアやタイといった31か国と二国間文書の署名を行いました。



● 二国間クレジット制度(JCM)のメリット

JCMは、クレジットをインセンティブとして脱炭素投資を呼び込む制度であり、多くのメリットがあります。両国の削減・吸収量の増大に加えて、ビジネスチャンスの拡大や経済の活性化、さらには質の高い炭素市場の構築にも貢献します。パートナー国においては脱炭素型のサービスを利用する際のコスト負担軽減や、持続可能な発展に寄与します。日本は、JCMの活用により、官民連携で2030年度までに1億t-CO₂程度、2040年度までに2億t-CO₂程度の累積の排出削減・吸収量を実現することを目標に取り組を進めています。

出典：環境省、JCM(二国間クレジット制度)について
<https://www.env.go.jp/earth/jcm/> (アクセス日：2026年2月25日)

LEAPアプローチ

LEAPアプローチは、企業が自然との接点、自然との依存関係、インパクト、リスク、機会等、自社の自然関連課題を評価するための統合的なアプローチです。4つのステップを踏むことで、企業はTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）開示に向けた準備をすることができます。

Locate（発見する）では、自然関連の潜在的問題を絞り込み、優先順位を付けます。次のEvaluate（診断する）で自然への依存関係とインパクトを把握し、Assess（評価する）ではそれらに起因するリスクと機会を特定し、測定、優先順位付けを行います。最終ステップであるPrepare（準備する）では、それらの課題にどう対応するかやTNFD開示提言に沿って何を開示するのか等を決定します。

EU炭素国境調整メカニズム (CBAM)

EU炭素国境調整メカニズム (CBAM) は、EU域内で課される炭素価格に対応した価格をEU域外からの輸入品に課す制度です。基準の緩やかな域外国への生産移転リスクの低減やEU企業の競争力維持等を目的としています。域外の全ての国（除外条件あり）から輸入する対象製品に適用されます。2026年1月から本格適用が開始されています。

当初の対象セクターは、セメント、肥料、鉄鋼、アルミニウム、水素、電力であり、日本企業への影響は現時点では限定的とされています。しかし、規則適用範囲の拡大等が今後見込まれており、場合によってはその影響が大きくなる可能性もあるため、注視が必要です。

グリーンスローモビリティ

グリーンスローモビリティは、時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称です。高齢化地域での地域内交通の確保や新たな観光モビリティとしての展開等、地域が抱えるさまざまな交通課題の解決と、エコなモビリティの普及を同時に進められること等から国が推進しています。

グリーンスローモビリティは、再生可能エネルギーによる電力を活用すればCO2フリーのモビリティになります。2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、自動車の電動化や再生可能エネルギーの最大限の導入が掲げられており、地域の脱炭素化を進める取組のひとつとして有効といえます。

（出所：各種資料をもとに SOMPOリスクマネジメント作成）

ぶなの森ニュース 2026年3月号

SOMPOアセットマネジメント株式会社

問合先 TEL 0120-69-5432（リテール営業部）

ホームページアドレス：<https://www.sompo-am.co.jp/>

<当ファンドの主なリスクと留意点>

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属いたします。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

■ 価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

■ 流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。
- ◆ 大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ◆ ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。
- ◆ ファンドは委託会社によるESG評価により投資候補銘柄群を絞り込んでいるため、ポートフォリオの特性が偏ることがあります。このため、ファンドの基準価額と株式市場全体の変動が大きく異なる場合があります。

<お客さまにご負担いただく手数料等について>

損保ジャパン・グリーン・オープン(愛称:ぶなの森)への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。

《投資者が直接的に負担する費用》

■ 購入時手数料

購入価額に**3.3%(税抜3.0%)**を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。
※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ 信託財産留保額

換金請求受付日の基準価額に**0.3%**を乗じた額です。

《投資者が信託財産で間接的に負担する費用》

■ 運用管理費用(信託報酬)

ファンドの日々の純資産総額に対して**年率1.65%(税抜1.50%)**を乗じた額です。
運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

■ その他の費用・手数料

以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。

- ・ 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用
- ・ 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
- ・ 外国における有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用
- ・ 信託財産に関する租税 等

※ 上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

◆ 当該手数料等の合計額については、投資者のみなさまがファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認ください

SOMPOアセットマネジメント

SOMPOアセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号
 加入協会/一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料はSOMPOアセットマネジメント株式会社(以下、弊社)により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社において行います。